

2016年（平成28年）3月14日

障害者虐待防止のために

弁護士 尾藤廣喜

1 なぜ障害者虐待が問題か

- (1) 全ての人に「発達する権利」がある

1946年「近江学園」の創設者 糸賀一雄
「この子らを世の光に」

- (2) 日本国憲法第13条、第25条

- (3) 障害者基本法

- (4) 障害者権利条約

- (5) 人権侵害事件の続発→先行した児童虐待防止法（2000年）、配偶者暴力防止法（DV防止法：2001年）、高齢者虐待防止法（2005年）。
そして、障害者虐待防止法（2011年6月17日成立、2012年10月1日施行）

2 障害者虐待の実態

- (1) 家庭における虐待

- (2) 施設における虐待

- (3) 職場における虐待

(4) 学校における虐待

(5) 医療機関における虐待

3 障害者虐待防止法の目的（法第1条）

(1) 障害者本人の権利・利益の擁護→虐待者の処罰や排除を目的とするものではない

(2) 障害者の保護だけでなく、自立支援と社会参加を確保する

(3) 擁護者の支援も目的に

4 障害者虐待とは（法第2条6項～8項）

(1) 身体的虐待

ア 身体に外傷が生じる（おそれのある）暴行

イ 正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

(2) 性的虐待

(3) 心理的虐待

障害者に著しい心理的外傷を与える言動

(4) ネグレクト（介護等の世話の放棄）

(5) 経済的虐待

5 障害者に対する虐待の禁止（法第3条）

6 国及び地方公共団体の責務（法第4条）

（1）連携の強化と民間団体の支援など（法第4条1項）

（2）虐待に対する関係職員の研修（法第4条2項）

（3）通報義務や人権侵犯事件の救済制度についての啓発活動（法第4条3項）

（4）行政の不作為責任が問われる

7 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（法第15条～法第20条）

（1）施設内で虐待が発生する要因

ア 十分な職員配置ができない

イ 十分な専門的知識がない

ウ 閉ざされた生活の場である

（2）施設自体の講じるべき措置

ア 障害者福祉施設従事者等への研修の実施

イ 苦情処理体制の整備

ウ その他の措置

密室化を防ぐ

サービス評価の導入

苦情解決の「第三者委員」制度の導入

虐待防止マニュアルの作成

職員の倫理行動基準の作成

虐待のヒヤリハット事例の共有

(3) 施設内虐待の通報義務の明示（法第16条1項）

(4) 通報者の保護（法第16条）

ア 刑法の秘密漏示罪等の免責

イ 契約上の守秘義務と免責

ウ 内部通報者の不利益取扱いの禁止

エ 公益通報者保護法による保護

(5) 通報後の市町村、都道府県の措置（法第17条～法第19条）

(6) 公表

【文献】

障害者虐待防止法活用ハンドブック 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編 民事法研究会

「入所者虐待」家族が録画

老人ホーム 職員の刑事告訴検討

入所者の男女3人（80歳代）が相次いで転落死した川崎市幸区の有料老人ホーム「Sアミーユ川崎幸町」で、別の入所者の女性（80歳代）が職員に虐待を

受けたとして、女性の家族が刑事告訴を検討していることがわかった。職員に手打ちされるなどの姿がビデオカメラで撮影されたり、ホーム運営会社は映像を事実と認めている。

映像には、食事の介助を担当する職員が女性の首を絞めたり、頭を平手打ちしたりする場面や、「うるせえばあ」などとののしる

様子が映っている。映ったいた職員は複数いたが、暴行や暴言はそれぞれ1人の時に行っていた。

女性の50歳代の長男が、職員らに見つからぬようビデオカメラを設置した。取材に対し、長男は「（映像を見て）本当に驚いた。施設は全てを説明するべきだ」と話している。

ホームを運営する積和サポートシステム（東京都中央区）や川崎市によると、女性は今年春頃から6月に

かけて虐待を受けたとい

う。同社は「大変なことが起きてしまった。入所者に申し訳ない」としている。



ブを配したケア付き仮設住宅
地域をつなぐ（より）

NPO法人介護保険市民オンブズマン機構大阪（大阪市）は、高齢者施設で暮らすお年寄りの要望と、施設側の対応などをまとめた冊子「2013年度オンブズマン事例分析」を作成した。施設暮らしの実態と課題がよくわかる。

同法人は、施設その入所者の橋渡し役を目指しており、専門研修を受けたオンブズマン80人が月に2回、2人1組で大阪と京都、兵庫、奈良の特別養護老人ホームなどを訪問。入居者の声や気づいた改善点を施設に

論
説

2015年8月22日

高齢者虐待の防止

萬巻町の特別養護老人ホームでの月、入所者が職員から虐待を受ける傷害事件が発生。県は今月18日、県内の介護施設などに虐待防止策の徹底を促す通知を送付した。

日本は高齢化が進む一方、介護サービスを担う施設もマ

ンパワーも進みつつある

い。2000年の施行の高齢者虐待防止法の背景には、施設職員による虐待事件が相次ぎだしがちがあった。

だが社会保障費の抑制圧力が強まる中、高齢者や介護者が取り巻く状況は厳しい。今

月から一定以上の所得がある被者のモラルだ。でも、モラ

開かれた施設づくりを

・親族がいる方に多い。13年

度は全国1万5731件、本

県は1033件だった。

背景には家族の介護疲れ、

介護者と孤立させかねず、施設

全体で権利擁護、虐待防止の理

解不足もある。住まい。

設職員による高齢者虐待は2

21件で過去最多となった。

ダメ」という掛け声に終わら

ず、早期発見の仕組みなど真

正なシステムを推進したい。

家族が孤立しない取り組みも

そのため、福祉サービスへ第

大きな課題だ。

「無



マンションを改
届けの有料老人
廊下を職員の介
く高齢者（右）

背景

ア
ゴ
ル

三者評価を活用したい。施設総理事長は「福祉施策に、低所得者の高齢者の住居をいかむるのかという視点がない」と指摘し、安全と費用負担の両面で、高齢者に配りした対策を急ぐ求めている。

社説

名古屋市千種区の市立中学校で十月、特別支援学級を担任する五十代の男性教諭が知的障害のある男子生徒の頭を殴りけがをさせた問題で、愛知県警が今月中旬、傷害の疑いで教諭を書類送検していたことが、捜査関係者への取材で分かった。

障害者虐待

障害者への虐待が疑われる場合、それに気づいた人は市町村の窓口へ通報する義務がある。被害にあっても自ら声を上げられない人を救うため、障害者虐待防止法で定められており。ところが、同法に従って通報した職員が施設側から名誉毀損で損害賠償を求められる例が、鹿児島市といたま市で相次いだ。

これがまだ通ったる職員は萎縮して通報できなくなり、同法は骨抜きにされる。国は通報者を守る仕組みを早急に打ち立てるべきだ。

鹿児島市の施設で勤務していた元職員は、女性障害者から「幹部職員にバイオニアで頭をたたかれた」と聞いた。他の障害者に対する虐待の目撃証言が別の関係者からもあったため市へ通報した。施設側は「事実無根の中傷で名誉を毀損された」と

して一一〇万円の損害賠償を求めて元職員を提訴した。

さいたま市の施設では、上司の職員が撮影した障害者の裸の写真を無料通信アプリで送られた元女性職員が市に通報した。市は施設へ監査に入り、虐待を認定して改善勅告を出した。ところが、施設側は元女性職員に対しても「テレビ局の取材も受け、他にも虐待があつた」と虚偽の説明をしたとして67.2万円の損害賠償を請求する通知を送った。

施設内虐待は通報件数に対する虐待認定率が14%で、家庭内虐待や職場内虐待の約40%と比べて著しく低い。密室化した施設では物証や目撃証言が得にくく、施設側が否定すると事実確認が難しいためだ。

市町村の力不足や消極的な姿勢も指摘される。そのため、国による田治体職員研修では、警察庁科学捜査研究所の専門家や弁護士などを講師

生徒殴った教諭書類送検

傷害容疑 千種の特別支援学級

名古屋市千種区の市立中

学校で十月、特別支援学級

を担任する五十代の男性教

諭が知的障害のある男子生

徒の頭を殴りけがをさせた

問題で、愛知県警が今月中

旬、傷害の疑いで教諭を書

類送検していたことが、捜

査関係者への取材で分かつ

た。

捜査関係者によると、教

諭は十月二十一日、教室で

授業中、担任をしている三

年の男子生徒(「その頭を殴

り、金治三日間のけがを負

わせた疑い」)が持たれてい

る。県警の任意の聴取に、

容疑を認めていたとい

う。

教諭は自宅療養を理由

に、十一月九日から長期の

休みを取っている。

保護者によると、男子生

徒は重い知的障害があり、

自分が受けた被害を、言葉

で説明するのが難しい。殴

られたとみられる当日、帰

宅した生徒の頭が腫れてい

るのを見つけ、教

諭本人に聞いたとした。

当初、教諭は「ほつきの

柄があつたのではないか」などと殴ったことを

否定。その後も否定を続

いていたが、男子生徒が教諭

に自分が殴られている様子

を絶えず描いたことで一転し

て認め、保護者に謝罪し

た。

教諭は、男子生徒が一年

の時からの担任。事件当

時、教室にはこの生徒しか

おらず、教諭と一対一の状

況だったという。保護者か

ら被害届を受け、県警が捜

査していた。

通報者を守る仕組みを

して

施設内虐待の調査スキルの向上

に重点を置くようになつた。

内部告発する労働者を守るために

公益通報者保護法は、通報内容を真

実と信じる上で過失がないことを告

発者に要求しているが、障害者虐待

防止法は「虐待を受けた」と思われる

だけで発見者に通報義務を課してい

る。多くの虐待被害が潜在化してい

るため、通報者のハードルを低くし

て、少しでも疑いのある例を表に出

す」とが必要だからだ。

障害者虐待防止法の施行後、多くの施設では虐待防

止委員会などを設置し、予防や

再発防止に取り組んでいく。通報者

に対する賠償請求は同法の理念を踏

みにじり、まいじめに取り組んでい

る。他の施設の努力に泥を塗るよう

行為だ。

もともと同法は通報した人が解

り難い不利益を受けないよう規

定している。国や自治体は施設側の

行為が「口止め」「報復」と判断さ

れた場合は重い制裁を科すなど厳しく対処すべきだ。

毎日

2015年(平成27年)12月25日

2015年(平成27年)12月30日

社説

2015 · 12 ·

障害者を見つけたり、自治体に通報せねばならない。障害者虐待防止法で定められた義務である。高齢者や子どもの虐待を防ぐ法律とほぼ同じ仕組みになつてゐる。

自ら声を上げられない非力な存在を、社会を挙げて守るねらいがある。周りの人々の良心や善意、正義感から発信されるSOSは大きな頼みの綱だ。

それだけに、埼玉県と鹿児島県の障害者就労支援施設で、持ち上がった問題は深刻である。賠償請求をおそれ、通報をためらう風潮が広がらないか強く懸念される。

さいたま市の施設では、男性職員が知的障害のある利用者らの裸

れる事態が相次いでいる。良譜はない。謙虚に省みる姿勢を欠く

通報には誠実な姿勢で

の写真を撮つたなどとして当時職員だった女性が市に知らせた。市は虐待を認め、改善を勧告した。ところが、施設側は、女性の説明には虚偽が多く、仕事の予定が取り消されたとして六百七十万円余りの賠償を求めたという。法廷で争えば重い負担を強いられる。

には誠実な姿勢で

鹿児島市の施設では、当時職員だった男性が「幹部職員にバインダーで頭をたたかれた」と利用者から聞き、市に通報した。市は虐待の認定には至らなかつた。

これに対し、施設側は、事実無根の中傷で名誉を傷つけられたとして、百十万元の賠償を求めて男性を提訴したといふ。

法律に従つて通報しても損害の

査結果では、施設や家庭、職場での虐待疑いの通報は七千百件余りに上つたが、事実と認められたのは三割強にとどまつた。

虐待には暴力や体罰だけではなく、脅迫や嫌がらせ、介助の放棄といった痕跡の残りにくい形もある。事情をのみ込めないとか、気持ちをつまく表現できかないような障害者も多い。自治体の調査にも限界があるのが実情だ。

しかし、だからといって、障害者の居場所には監視カメラの設置をという空気が強まれば、今度はプライバシーが危ぶまれる。

仮に虐待が裏づけられなかつたとしても、通報された事業者は実際に受け止めるのが筋である。これを機に、意趣返しに對して制裁を科す仕組みを検討するべきだ。

三

—

2015年(平成27年)12月2日

9

11

同

2015年(平成27年)11月23日

虐待通報職員を提訴

障害者の通所施設で虐待の疑いで気付いた職員が、施設側から名譽毀損（きそん）などを理由に損害賠償を求めるケースが埼玉県と鹿児島県で起きていたことが22日、分かった。

一防止法の理念無視】法曹関係者

虐待の疑いを発見した職員は市町村に通報する義務がある。通報したことで解雇など不利益な扱いを受けないことも定めており、施設側の対応に法曹関係者から「法の理念を無視する行為。職員が萎縮して、虐待が闇に葬られてしまう」と批判が出ている。

さいたま市の就労支援施設に勤めていた女性元職員(42)は10月、運営主体のNPO法人から約672万円の損害賠償請求を通知する内に運営会社から鹿児島簡裁へ監査に入った。女性が自ら退職した後の6月、虐待したと虚偽の説明をした」と主張。「外部から施設側は「女性はテレビ局の取材も受け、他にも虐待があつた」として、業務受託の予定が取り消され、損害を受けた」として賠償を求めているが、女性は争う構えで、裁判に発展する可能性もある。鹿児島市の就労支援施設の男性元職員(48)は、6月

のリスク

訴え違法の可能性
障害者の権利擁護に取り
てはいる。

は想定外 知的障害標的になるとして職員を訴えるのは不当で、違法行為に当たる可能性すらある。施設側は通報しようとする人たちを萎縮させではならない。

省の調査では、13年度に家庭・職場で障害者虐待は計7123件あった。実の認定に至ったのは約2280件にとどまる。

担当者は「通報義務を虐待防止法そのものが訴たよくなものだ」と憤る。省の調査では、13年度に家庭・職場で障害者虐待は計7123件あった。実の認定に至ったのは約2280件にとどまる。

かる人が標的にされていける人が標的にされていえる。今回の2例でも、員が指摘した被害者の多くは知的障害者だ。

「全国手をつなぐ育成会連合」の久保厚子会長は「重度の場合には、事業者に科すといふ制裁を設けるよう検討すべきだ。

とも
は知
元職
討す
暗償
つた

障害者虐待防止法16条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない

(中略)
障害者福祉施設従事者は、第1項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けるない

組む佐藤彰一・国学院大教授(民事訴訟法)の話によれば、障害者虐待防止法が定める通報義務は、結果として虐待があつたかなかつたかは問題にしていない。意図的に捏造(ねつぞう)して通報したケースを除けば、事実と異なるとして職員を訴えるのは不当で、違法行為に当たる可能性すらある。施設側は通報しようとする人たちを萎縮させてはならない。

公益通報に詳しい光前幸一弁護士の話 内部告発の一般法である「公益通報者保護法」は対象事実を限定し、通報内容を真実と信じるうえで過失がないことを告発者に要求している。通報義務も定めていない。それに比べ、障害者虐待防止法では「虐待を受けたと思われる障害者を発見した者」に通報義務があり、この違いを十分に考慮する必要がある。訴訟を規制することはできないが、報復的な訴訟だったと後で分かった場合には、高額賠償を事業者に科すといった制裁を設けるよう検討すべきだ。